

公募公告

第47回全国育樹祭広報等業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和6年1月22日

第47回全国育樹祭福井県実行委員会
会長 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める業務(以下「本業務」という。)

(1) 業務名

第47回全国育樹祭広報等業務

(2) 業務内容

別添「第47回全国育樹祭広報等業務仕様書」のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年12月27日(金)まで

(4) 提案上限額

令和5年度業務 金 500千円(消費税および地方消費税を含む。)

令和6年度業務 金 10,000千円(消費税および地方消費税を含む。)

2 参加資格

この企画提案に応募できる者は、次の資格要件の全てを満たすこととする。共同企業体を構成して参加する場合も、全ての構成員が当該資格要件を満たすこととする。なお、いずれの構成員も、この業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

(1) 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 参加申込書の提出期限の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしているもの。

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

(6) 地方税を滞納していない者であること。

(7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

3 参加資格の認定手続および企画提案書の提出手続等

第47回全国育樹祭広報等業務に係る公募型プロポーザル実施要領を参照のこと
（企画提案書の提出期限は令和6年2月16日（金）17時必着）

4 受託者の選定・契約等

第47回全国育樹祭広報等業務に係る公募型プロポーザル実施要領を参照のこと

5 業務に関する実施要領等の交付

第47回全国育樹祭inふくいホームページよりダウンロード可。

<https://ikujusai2024.pref.fukui.lg.jp/nyuusatsu/>

（配布期間：実施要領の公表日から令和6年2月1日（木）17時まで）

6 参加申込書・質問書・企画提案書等の提出および本業務に関する問合せ先

第47回全国育樹祭福井県実行委員会

（福井県農林水産部森づくり課全国育樹祭室内）

住 所：〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

電 話：0776-20-0749

F A X：0776-20-0655

E-mail: ikujusai_jimukyoku@pref.fukui.lg.jp